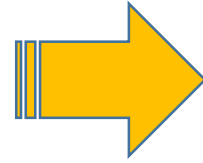


住民主体による介護予防・生活支援サービス を行う担い手団体募集に係る説明会

- 平成30年11月15日（木） 15:00～
 - 市保健福祉センター9階 研修室
- 釜石市保健福祉部高齢介護福祉課

生産年齢(65歳未満の労働者)
人口の減少



- ・介護人材の不足
- ・介護サービス供給量の低下
- ・本来、介護サービスが必要となる重度の要介護者へのサービス提供ができなくなることが懸念

■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位：人)

| | 平成 12年 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 37年 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 47,293 | 35,955 | 35,458 | 34,772 | 30,251 |
| 年少人口(0~14歳) | 6,107 | 3,675 | 3,557 | 3,434 | 2,809 |
| 総人口に占める割合 | 12.9% | 10.2% | 10.0% | 9.9% | 9.3% |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 28,838 | 19,333 | 18,886 | 18,310 | 15,939 |
| 総人口に占める割合 | 61.0% | 53.8% | 53.3% | 52.7% | 52.7% |
| 高齢者人口(65歳以上) | 12,348 | 12,947 | 13,015 | 13,028 | 11,503 |
| 総人口に占める割合 | 26.1% | 36.0% | 36.7% | 37.5% | 38.0% |

約2,400人減少

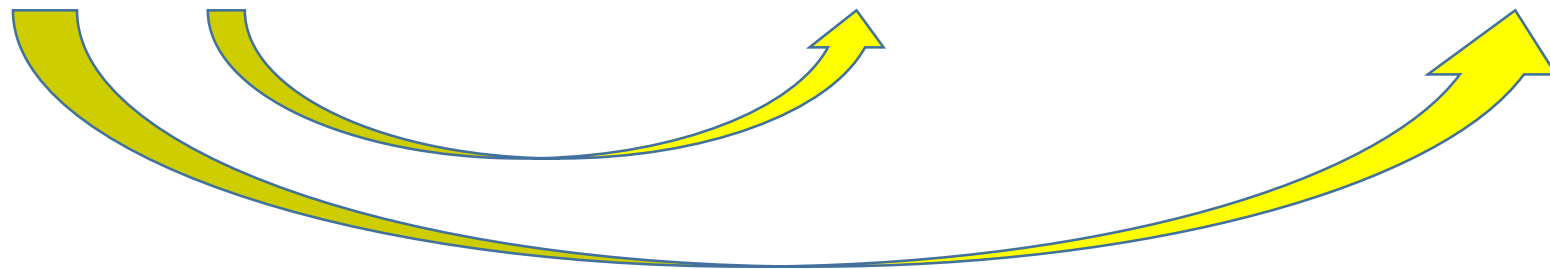
釜石市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画より抜粋

比較的介護が必要な度合いが低い要支援者(総合事業該当者)に対する、多様な主体(介護事業所、NPO、ボランティア団体、住民など)による多様なサービス(基準相当、基準緩和、住民主体など)の提供体制の構築が必要

釜石市の要支援者（総合事業該当者）に対する訪問・通所型サービスのサービス類型（案）

- ①従前相当サービスは、国の基準や単価などを用いて、同一の基準により継続実施
- ②サービスAは、既存の指定事業者及び新規参入の事業者により、①の基準を緩和して実施予定
- ③サービスBは、地域住民を主体に構成された団体により、市の独自基準を設けて実施予定。

| | これまでのサービス（継続） | 新たなサービス（H31年度～） | |
|-----|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | ①従前相当サービス | ②サービスA（基準緩和） | ③サービスB（住民主体） |
| 訪問型 | 介護事業者を指定 ・生活援助・身体介護 135人（H30.4～9実績平均） | 介護事業者を指定 ・生活援助 ・人員基準等の緩和 | 住民主体 ・要支援者等に対する生活援助 （サービス限定） |
| 通所型 | 介護事業者を指定 ・通所介護と同様のサービス 228人（H30.4～9実績平均） | 介護事業者を指定 ・入浴、食事提供なし ・人員基準等の緩和 | 住民主体 ・要支援者等を中心にした自主的な 通いの場づくり |



介護保険のサービス利用の流れとサービスBの事業対象者

①相談する

②心身の状態を調べる

③判定結果・生活状況

④利用できるサービス

・介護サービスが必要

要介護認定を受ける

要介護認定の申請
⇒要介護認定

認定

要介護度

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

要支援2
要支援1

介護サービス
を利用できます。

介護予防サー
ビス
を利用できます。

総合事業

介護予防・生活
支援サービス
を利用できます。

一般介護予防
事業
を利用できます。

・生活に不安があるけどどんなサービスを使ったらいいかかわからない

認定の更新の方

・状況が安定
・今後も訪問・通所のみサービス利用を希望
・チェックリストの実施に同意

基本チェックリストを受け
る

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

・介護予防に取り組みたい

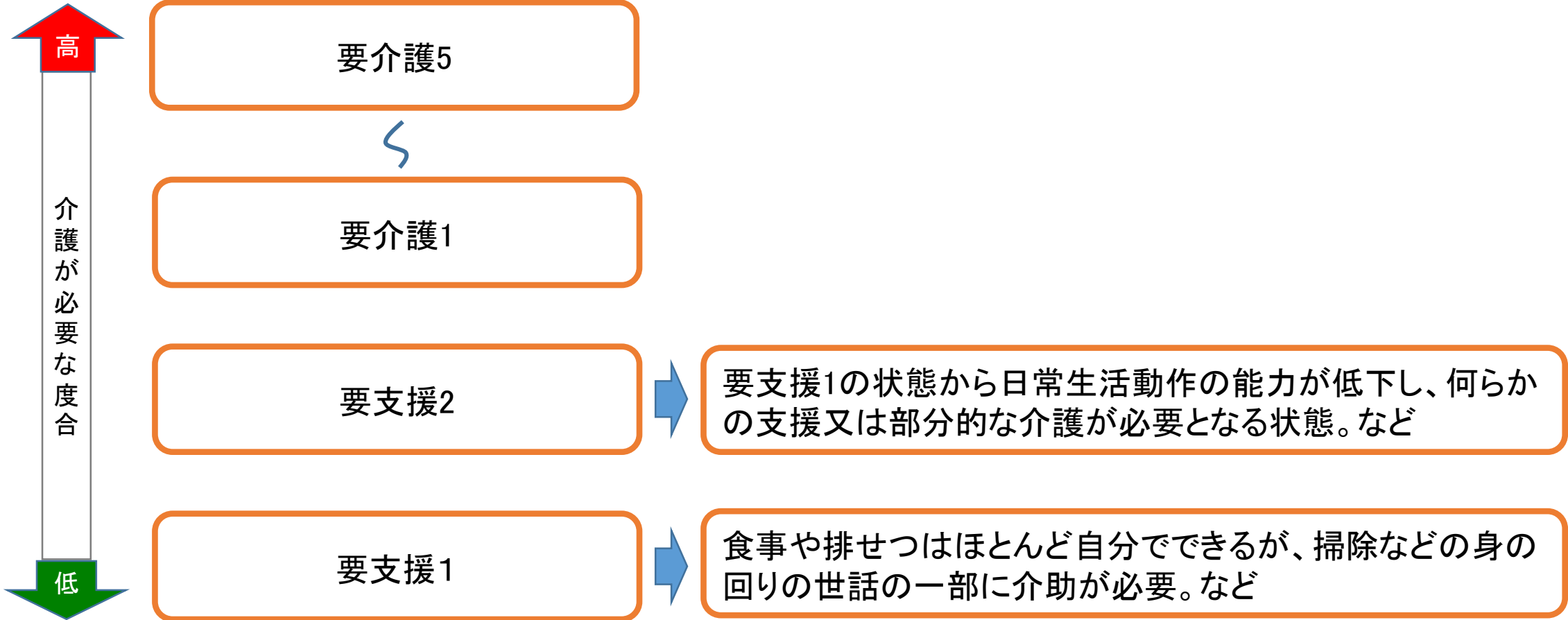
非該当

生活機能の低下
がみられる
(事業対象者)

自立した生活が
送れる

高
介護が必要な度合
低

要支援のめやす



サービスBの応募対象団体 ※応募対象団体は、次の項目を全て満たす団体とします。

地域住民を主体に構成された団体

市内に活動の拠点を有すること

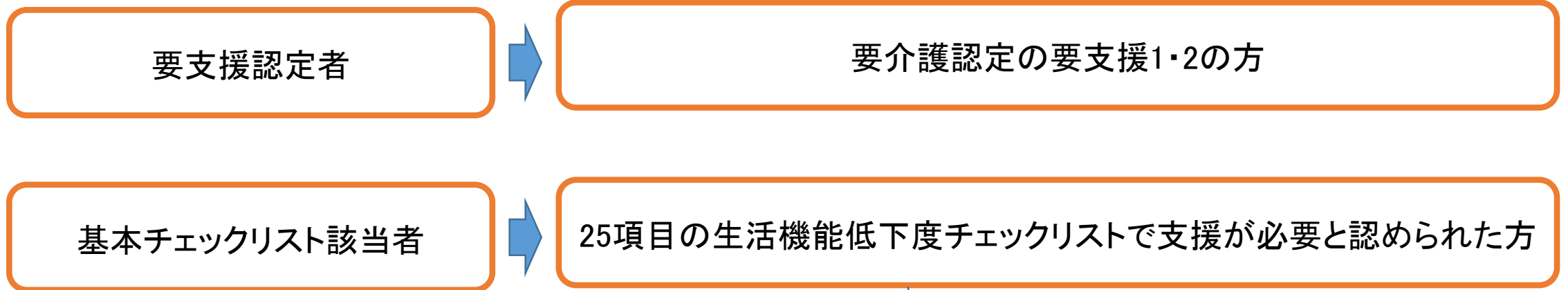
自主的かつ安全に住民主体サービスを運営できると認められる団体であること

営利又は宗教活動若しくは政治活動を目的としていないこと

暴力団又は暴力団員の統制下でないこと

法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

訪問型・通所型サービスの提供対象者(P4参照)



| No. | 質問項目 | 回答：いずれかに○をお付けください | | |
|-----|-------------------|-------------------|-------|-----|
| 1 | バスや電車で1人で外出していますか | 0.はい | 1.いいえ | /20 |
| 2 | 日用品の買い物をしていますか | 0.はい | 1.いいえ | |
| 3 | 預貯金の出し入れをしていますか | 0.はい | 1.いいえ | |
| 4 | 友人の家を訪ねていますか | 0.はい | 1.いいえ | |
| 5 | 家族や友人の相談にのっていますか | 0.はい | 1.いいえ | |

基本チェックリストの内容(一部抜粋)

チェックリストの調査対象者

- ・要介護認定で非該当の方
- ・要介護認定の更新手続きの方

要件

- ・利用者本人の状況が安定していること
- ・今後も訪問・通所型サービスのみの利用を希望していること
- ・チェックリストの実施に同意が得られていること

サービスBのサービス利用の流れ

要支援1・2の方
介護予防・生活支援サービス事業対象者の方



地域包括支援センター職員又は担当ケアマネジャーに連絡・相談し希望を伝える
これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います



ケアプランの作成
どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書です

※H30.4～9の
実績平均値



担当ケアマネジャーから
連絡⇒受入れ調整

従前相当サービス
訪問型(135人)※
通所型(228人)※

サービスA
(基準緩和)
訪問型・通所型

サービスB
(住民主体)
訪問型・通所型

担当ケアマネジャー

- ・サービス提供団体との連絡・調整
- ・利用者のモニタリング(定期的な状況確認)
- ・利用者の状況に変化があればケアプランの変更を随時行う



サービスB(住民主体) 提供団体

- ・利用者の受入れ
- ・ケアプランに基づくサービスの提供
- ・サービス提供実績に基づく補助金交付申請(毎月)
- ・補助金交付請求(毎月)



釜石市高齢介護福祉課

- ・補助金交付申請書の確認(毎月)
- ・補助金支払い(毎月)

事業実施内容

訪問型サービス

利用者の自宅を訪問して生活の支援をする訪問型の活動



H31年度は、次の3つのサービスでスタートします。

- ・自宅訪問によるゴミ出し
- ・草取り
- ・買い物代行



実施者の運営基準

- ①市が主催する「支えあいサービス養成講座」の修了者3人以上で構成している団体であること。
- ②必要な従事者を配置して行われるもの。
- ③次に掲げる運営規定を定めていること。

ア 事業者の概要 イ 従事者の員数 ウ サービスの提供日及び提供時間 エ サービスBの内容及び利用料その他の費用の額
オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時、非常災害発生時等における対応方法 キ 従事者の衛生管理及び健康状態の管理
ク 従事者の在職中及び退職後の守秘義務 ケ その他運営に関する重要事項

- ④事業実施に必要な設備、備品を備えていること

事業実施内容

通所型サービス

地域の集会施設や事業所の空きスペース、個人宅などを会場に実施する通所型のミニデイサービスやサロン活動など



次の項目を要件とします。

- ・介護予防に効果のある場づくりであること。
- ・要支援者等に介護予防サービスを提供すること。
- ・1回あたり2時間以上の介護予防サービスを提供すること。
- ・月に2回以上(補助金対象は月4回限度)開催し、定期的・継続的に開催すること。
- ・参加者のうち1人以上が要支援者等であること。(要支援者以外の地域住民の方も一緒に参加できます。)



実施者の運営基準

- ①市が主催する「支えあいサービス養成講座」の修了者を2人以上配置できる団体であること。
- ②利用者数に応じた支援者(養成講座修了者)が確保されていること。
- ③サービスを提供する場所の面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。
- ④事業実施に必要な設備、備品を備えていること。
- ⑤次に掲げる運営規定を定めていること。

ア 事業者の概要 イ 従事者の員数及び職務の内容 ウ サービスの定期曜日及び提供時間 エ 利用定員
オ 通所型サービスBの内容 カ 通常の事業の実施地域及び提供場所 キ 緊急時、非常災害発生時等における対応
ク 従事者の衛生管理及び健康状態の管理 ケ 従事者の在職中及び退職後の守秘義務 コ その他運営に関する重要事項

支援者数

10人以下…2人
11人以上15人以下…3人
16人以上20人以下…4人
21人以上25人以下…5人
26人以上30人以下…6人

支えあいサービス養成講座

参加対象者

住民主体による介護予防・生活支援サービス事業に携わる方。

プログラム(案)

現時点では未定ですが、次のような内容を想定しています。

- ・介護保険制度の基礎知識
- ・介護予防について
- ・訪問型サービスについて
- ・通所型サービスについて など

登録証の交付

本講座修了者には、登録証の交付を予定しています。

※開催日程等については、別途お知らせいたします。

補助金対象経費

事業の運営に係る経費を補助します。

【対象経費】

報償費: ボランティア謝礼、外部講師謝礼

需用費: 消耗品費、光熱水費、食糧費(食材購入費等)、印刷製本費(パンフレット・チラシ等の印刷)

役務費: 保険料(ボランティア保険、損害保険等)、通信運搬費(郵送料等)

委託料: 一部サービスの委託料

使用料・賃貸借: 建物借上料、会場使用料、機器リース料

備品購入費: 椅子、DVDデッキ等介護予防に関わる備品購入費

補助金額

※金額等は予算の状況により変更になる場合があります。

毎月締めサービス利用実績報告を基に、補助金額を確定し、指定の口座に振り込みます。

| 種別 | 内容 | 補助金の額 (カッコ内は、月の限度額、訪問型は1人あたり限度額) | | |
|-----|------------------|--|-----------------------|--------------|
| | | 補助基準額 | 補助額 | 利用者 自己負担額 |
| 訪問型 | ゴミ出し | 300円/回 (2,400円/月) | 200円/回 (1,600円/月) | 100円/回 |
| | 草取り | 1,200円/時間 (2,400円/月) | 900円/時間 (1,800円/月) | 300円/時間 |
| | 買い物代行 | 1,200円/回 (4,800円/月) | 900円/回 (3,600円/月) | 300円/回 |
| 通所型 | 体操、レク、趣味、講座、サロン等 | 参加者10人以下 5,000円/回 (20,000円/月) 参加者11人以上 7,000円/回 (28,000円/月) | 100円以上 | |

担い手団体の募集期間

平成31年3月下旬から平成31年4月上旬(予定)

担い手団体の応募方法

申請書類を準備のうえ、下記提出先へ直接持参するか郵送してください。

申請書類一式は、市ホームページから直接ダウンロードできるようにする予定です。

印刷物が必要な方は、市高齢介護福祉課窓口でも配布する予定です。

申請手続きの流れ(その1)

①事前相談

補助金申請にあたってのご質問等がありましたら、あらかじめ市高齢介護福祉課にご相談ください。随時受け付けます。

②実施内容の 検討・準備

実施するサービス内容の検討及び準備や運営体制づくりを行ってください。実施内容は、運営規定(任意様式)としてまとめてください。事業者はあらかじめ、市が主催する「支えあいサービス養成講座」を受講してください。養成講座の日程は、別途お知らせします。

③実施届出

事業開始の30日前までに、実施届出書を市高齢介護福祉課に提出してください。
※提出書類⇒実施届出書(共通:様式1)、運営規定((共通:任意様式)

④内容確認

市において実施届出の内容について確認します。必要があれば、電話又は面談でヒアリングを行います。

⑤実施届出 受理

実施届出の内容について適当と認められた場合、事業実施団体登録完了のお知らせをします。事業実施団体登録を一覧化し、市ホームページで公開し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に情報提供します。

申請手続きの流れ(その2)

⑥事業開始

ケアマネジャー等と利用者の受け入れ等について調整のうえ、それぞれの団体のスケジュールに基づき事業を開始してください。

⑦補助金交付申請

サービスを提供した月の翌月10日までに、補助金交付申請書を市高齢介護福祉課に提出してください。

※提出書類⇒補助金交付申請書(共通:様式3)

※提出書類⇒提供実績記録票(共通:様式4)

※提出書類⇒活動記録票(通所のみ:様式5)

⑧補助金交付決定

市において申請内容について精査し、適当と認められた場合、補助金交付決定通知書により市から団体に通知します。

⑨補助金請求

補助金交付請求書を市高齢介護福祉課に提出してください。

※提出書類⇒補助金交付請求書(訪問:様式6、通所:様式7)

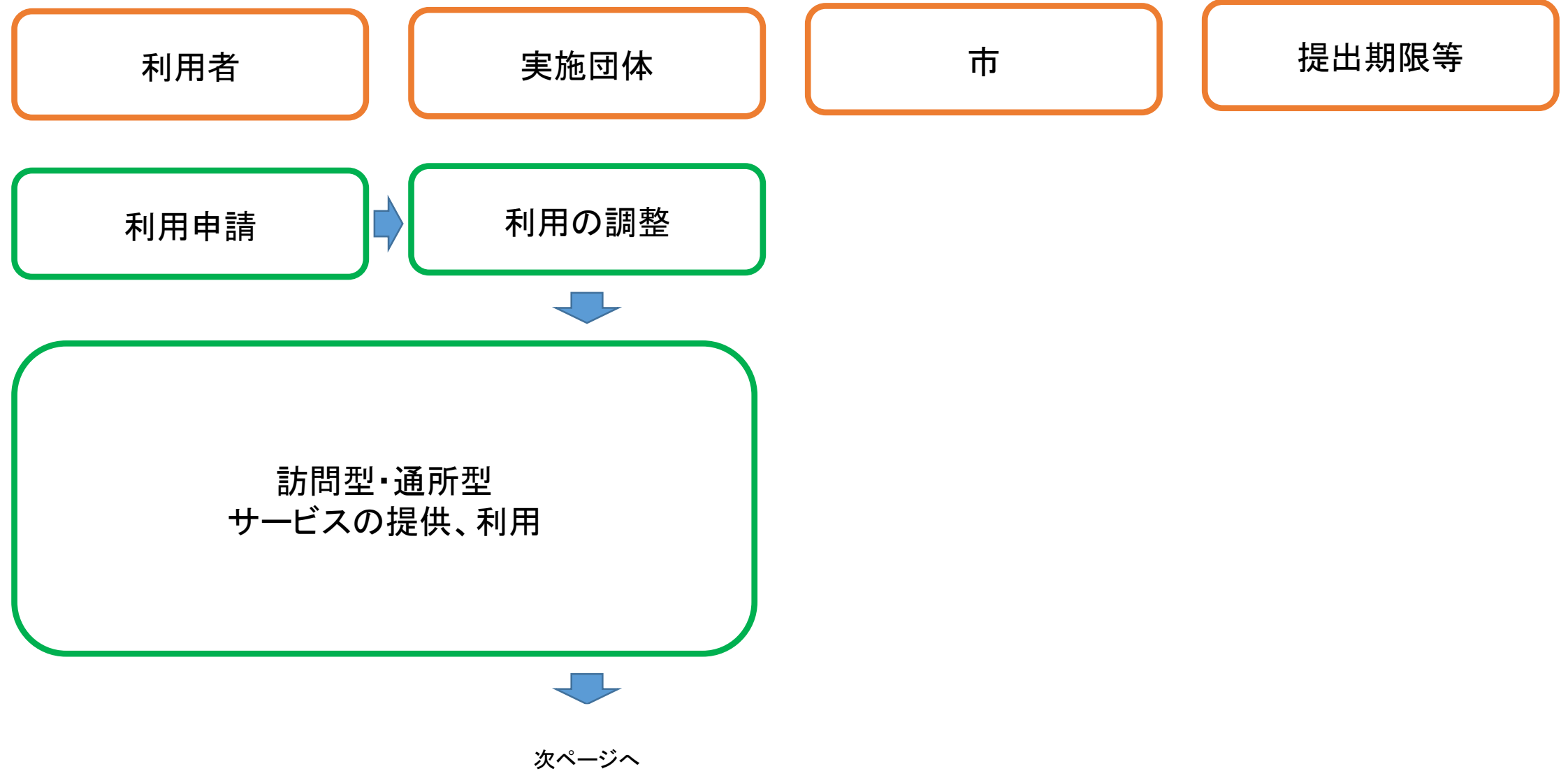
⑩補助金の確定

指定された団体の口座に補助金を振込みます。

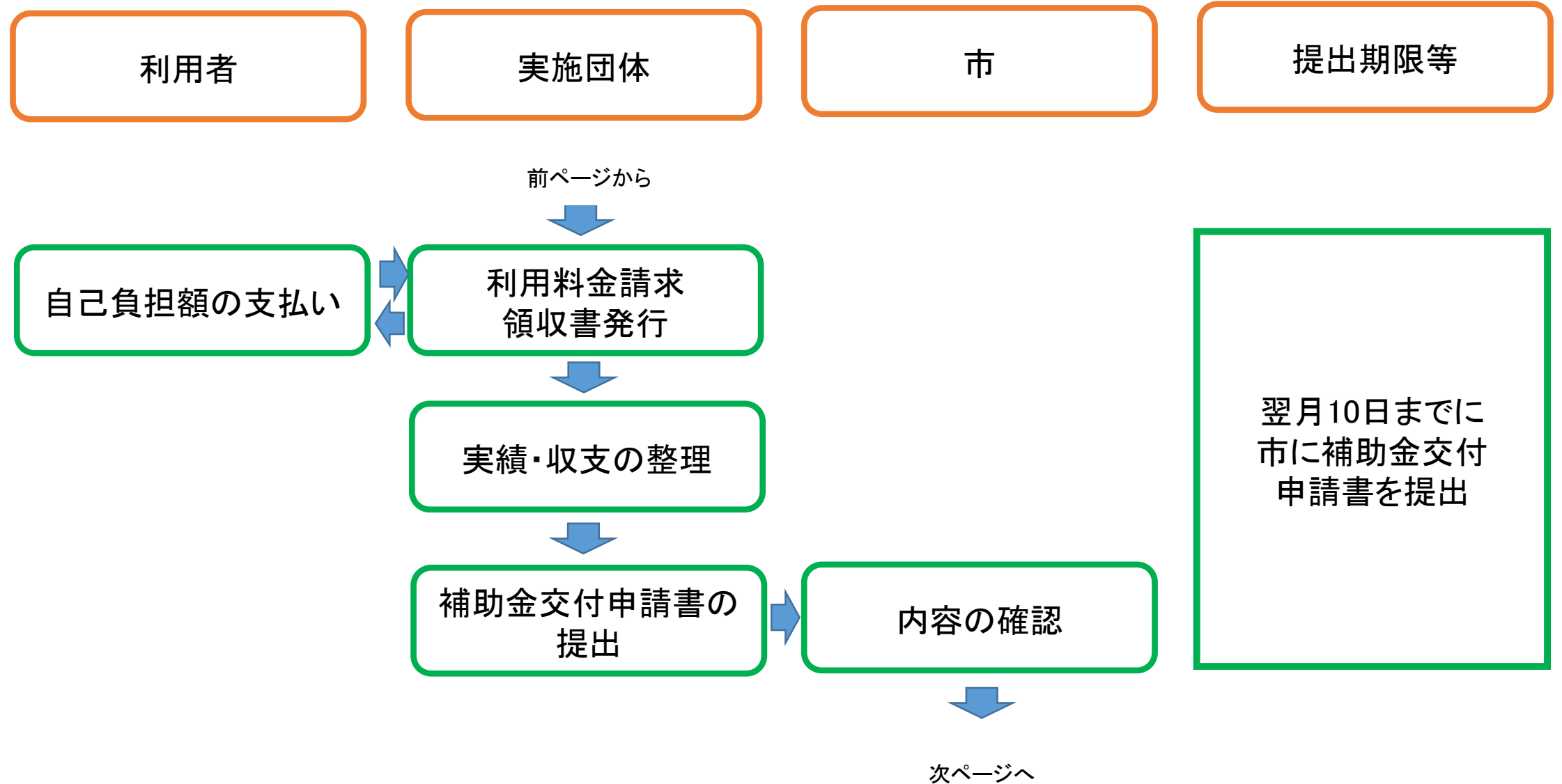
事業実施の流れ(その1)



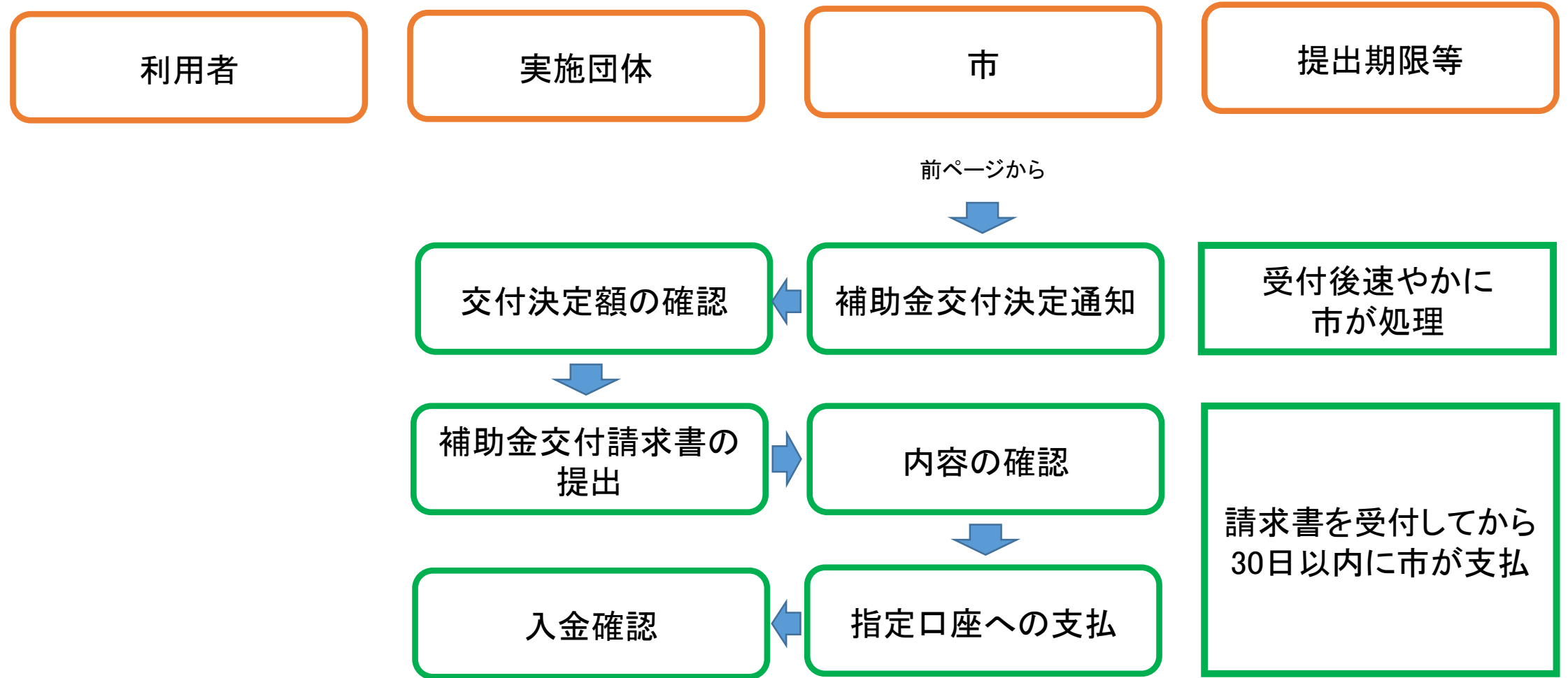
事業実施の流れ(その2)



事業実施の流れ(その3)



事業実施の流れ(その4)



※1年分の実績報告書と収支決算書を毎年度、4月末までに市へ提出